

13 医 療 制 度

(1) 国民健康保険

(令和6年度予算額 12,472,532千円)

① 国民健康保険制度

国民健康保険は、地域住民の医療の確保と充実、健康増進と福祉の向上に大きな役割を果たしています。しかし、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により医療費が増嵩する一方、低所得世帯を多く抱えるなどの構造的要因により、全国的に国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。そのため、安定した財政運営を図るため、国保制度改革により平成30年度から、県と市町村の共同運営に移行しています。県が財政運営の責任主体となり、市町村は資格管理、保険給付、保険税の決定などを行います。本市国民健康保険におきましては、適切な資格管理を行い、国保税賦課及び収納率向上対策と医療費削減のため、保健事業の推進等を図りながら、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営に努めています。

○被保険者（世帯数・被保険者数の推移）

年度	世帯数 (単位：世帯)				被保険者数 (単位：人)			
	全世帯	国保世帯	年間平均	加入率 (%)	全人口	被保険者	年間平均	加入率 (%)
元	48,927	16,695	16,847	34.12	124,697	26,381	26,781	21.16
2	49,182	16,618	16,719	33.79	123,146	26,102	26,340	21.20
3	49,274	16,325	16,581	33.13	121,365	25,221	25,839	20.78
4	49,336	15,830	16,176	32.09	119,599	24,094	24,779	20.15
5	49,358	15,374	15,728	31.15	117,821	23,090	23,800	19.60

○国民健康保険税（年度別収納状況）

(単位：千円)

年 度	現年分			滞納繰越分			合計		
	調定額	収入済額	収納率 (%)	調定額	収入済額	収納率 (%)	調定額	収入済額	収納率 (%)
元	2,770,860	2,617,006	94.45	804,935	130,245	16.18	3,575,795	2,747,251	76.83
2	2,768,744	2,644,372	95.51	720,129	130,931	18.18	3,488,873	2,775,303	79.55
3	2,671,509	2,565,400	96.03	608,491	93,840	15.42	3,280,000	2,659,240	81.07
4	2,433,251	2,341,030	96.21	505,570	86,307	17.07	2,938,821	2,427,337	82.60
5	2,417,045	2,325,532	96.21	431,682	68,196	15.80	2,848,727	2,393,728	84.03

② 保険給付

(令和6年度予算額 9,028,553千円)

○保険給付（年度別療養諸費の状況）

		区分	件数	日数	費用額	保険者負担額
元年度	一般	療養の給付	511,861	587,247	9,971,455,344	7,273,764,782
		療養費等	8,129	-	64,991,010	48,130,085
		計	519,990	587,247	10,036,446,354	7,321,894,867
	退職	療養の給付	1,813	1,755	23,630,712	16,503,195
		療養費等	60	-	587,542	411,273
		計	1,873	1,755	24,218,254	16,914,468
	計	療養の給付	513,674	589,002	9,995,086,056	7,290,267,977
		療養費等	8,189	-	65,578,552	48,541,358
		計	521,863	589,002	10,060,664,608	7,338,809,335
2年度	一般	療養の給付	490,865	550,895	9,796,578,107	7,160,611,046
		療養費等	7,577	-	74,762,604	54,559,717
		計	498,442	550,895	9,871,340,711	7,215,170,763
	退職	療養の給付	41	37	355,540	248,878
		療養費等	1	-	2,415	1,690
		計	42	37	357,955	250,568
	計	療養の給付	490,906	550,932	9,796,933,647	7,160,859,924
		療養費等	7,578	-	74,765,019	54,561,407
		計	498,484	550,932	9,871,698,666	7,215,421,331
3年度	一般	療養の給付	500,839	556,023	10,201,045,300	7,511,166,868
		療養費等	7,247	-	58,335,603	42,967,291
		計	508,086	556,023	10,259,380,903	7,554,134,159
	退職	療養の給付	0	0	0	0
		療養費等	0	-	0	0
		計	0	0	0	0
	計	療養の給付	500,839	556,023	10,201,045,300	7,511,166,868
		療養費等	7,247	-	58,335,603	42,967,291
		計	508,086	556,023	10,259,380,903	7,554,134,159
4年度	一般	療養の給付	490,399	542,600	10,176,831,003	7,494,424,123
		療養費等	6,811	-	56,311,873	41,563,104
		計	497,210	542,600	10,233,142,876	7,535,987,227
	退職	療養の給付	0	0	0	0
		療養費等	0	-	0	0
		計	0	0	0	0
	計	療養の給付	490,399	542,600	10,176,831,003	7,494,424,123
		療養費等	6,811	-	56,311,873	41,563,104
		計	497,210	542,600	10,233,142,876	7,535,987,227

		区分	件数	日数	費用額	保険者負担額
5年度	一般	療養の給付	480,080	525,408	10,214,400,563	7,517,873,181
		療養費等	6,660	-	51,447,713	37,901,434
		計	486,740	525,408	10,265,848,276	7,555,774,615
	退職	療養の給付	0	0	0	0
		療養費等	0	-	0	0
		計	0	0	0	0
	計	療養の給付	480,080	525,408	10,214,400,563	7,517,873,181
		療養費等	6,660	-	51,447,713	37,901,434
		計	486,740	525,408	10,265,848,276	7,555,774,615

○高額療養費貸付金利用状況

高額療養費の給付を受ける見込みの世帯に、申請により高額療養費支給見込額の10分の9に相当する額を貸付します。

	件数	貸付額 (円)	1件当たり (円)
元年度	9	1,811,000	201,222
2年度	11	3,274,000	297,636
3年度	5	896,000	179,200
4年度	6	1,254,000	209,000
5年度	6	1,034,000	264,006

○出産育児一時金、葬祭費支給状況

	出産育児一時金				葬祭費		
	件数	前年度比 (%)	支給額 (円)	前年度比 (%)	件数	支給額 (円)	前年度比 (%)
元年度	63	95.5	20,828,159	90.1	193	9,650,000	97.0
2年度	47	74.6	15,101,918	72.5	189	9,450,000	97.9
3年度	57	121.3	18,025,600	119.4	204	10,200,000	107.9
4年度	41	71.9	13,078,633	72.6	207	10,350,000	101.5
5年度	40	97.6	14,314,118	109.4	218	10,900,000	105.3

○傷病手当金（新型コロナウイルス感染症による）支給状況

	件数	前年度比 (%)	支給額 (円)	前年度比 (%)
2年度	0	0	0	-
3年度	1	100	27,198	-
4年度	24	2400	444,474	1634.2
5年度	3	12.5	35,001	7.9

③ 第三者行為

被保険者が第三者（保険当事者以外の者、いわゆる加害者）の行為によって疾病にかかったり、負傷又は死亡した場合において、保険者が保険給付を行ったときは、その給付額の限度において被保険者の第三者に対して有する損害賠償請求権を取得できます。

○第三者行為の取扱状況

	件数	調定額（円）
元年度	14	12,145,519
2年度	18	17,153,881
3年度	16	7,188,013
4年度	30	10,819,354
5年度	13	4,416,978

④ 国民健康保険直営診療所

（令和6年度予算額 46,785千円）

大鳥・大泉地区及び大網地区に設置している2か所の診療所は、遠隔地で開業医のいない地域における一次医療機関として欠かすことのできない役割を担っています。また、この地区は、公共交通機関網が極端に脆弱な地域であることから、診療所を利用する患者には患者輸送車を運行するとともに、子どもから高齢者まで安心して受診できるように施設の整備や医療設備の充実を図っています。

○鶴岡市国民健康保険上田沢診療所

所在地：鶴岡市上田沢字下中島25番地

開所日：金曜日（祝・休日を除く）

利用時間：午後1時～午後4時

診療科：内科、小児科

従事者：医師1人、看護師1人、事務員2人

管理運営：鶴岡市

事業開始年度：昭和59年度

	開所日数	利用者数	一日平均利用者数
元年度	49	353	7.2
2年度	50	322	6.4
3年度	48	271	5.6
4年度	50	270	5.4
5年度	47	298	6.3

○鶴岡市国民健康保険大網診療所

所在地：鶴岡市大網字興屋 69 番地 1
 開所日：月、水、金曜日（祝・休日を除く）
 利用時間：午後 1 時～午後 3 時 30 分
 診療科：内科、小児科
 従事者：医師 1 人、看護師 1 人、事務員 1 人
 管理運営：鶴岡市
 事業開始年度：昭和 38 年度

	開所日数	利用者数	一日平均利用者数
元年度	140	1,293	9.2
2 年度	147	1,164	7.9
3 年度	143	1,080	7.6
4 年度	147	1,032	7.0
5 年度	139	932	6.7

(2) 後期高齢者医療

(令和 6 年度予算額 1,973,587 千円)

① 後期高齢者医療制度の概要

- 実施時期 平成 20 年 4 月 1 日～
- 運営 山形県内の全ての市町村が加入する「山形県後期高齢者医療広域連合」が財政運営を行っています。
 広域連合と市町村は分担して業務を行っており、広域連合の業務は、資格の管理、保険料の決定、給付全般となっています。市町村の業務は、保険料収納、保険料に関する通知、被保険者証、各種認定証の引渡し、各種申請受付となっています。
- 対象者 75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害の状態にあり、広域連合が加入を認めた方
- 一部負担金 現役並み所得者 3 割 一定以上所得者（令和 4 年 10 月～） 2 割 左記以外 1 割
 現役並み所得者は①「世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療被保険者がいること」、②「後期高齢者医療被保険者が 1 人の場合は 383 万円以上、複数の場合は 520 万円以上の収入があること」の 2 つの条件を満たす方となっています。
 また、自己負担割合の見直しが令和 4 年 10 月 1 日に施行され、一定以上所得者については令和 4 年 10 月から 2 割負担が導入されています。

② 後期高齢者医療保険料

(令和6年度予算額 1,973,587千円)

○保険料

被保険者は、後期高齢者医療給付の約1割を保険料として、個人ごとに納付します。その他、約5割を公費で、残り4割は、他の保険者の支援金(若人からの支援金)により負担する仕組みになっています。令和6年4月からは「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じになるよう保険料の制度改正がおこなわれています。

○保険料の計算

保険料は、加入者全員が支払う均等割と、ある程度収入がある方が支払う所得割により構成されています。また、保険料額は都道府県ごとに決定され、2年に1度見直しを行います。

令和6・7年度の山形県の保険料は、均等割額47,600円(令和5・6年度は43,100円)、所得割額は前年の所得-430,000円×所得割率(所得に応じて8.68%か9.43%を負担)(令和5・6年度は8.80%)で計算された金額となっています。

○保険料の軽減

世帯の所得に応じ、均等割額の軽減措置を行っています。また、被用者保険の被扶養者から後期高齢者医療制度に加入した場合、所得割は課されず均等割額は加入時から2年間の特例軽減があります。

○保険料の納め方

(1) 特別徴収

年金から直接納める方法で、支給される年金から保険料が差引かれます。

年金額が18万円以上かつ、介護保険料と後期高齢者医療保険料が年金額の1/2を超えない場合で、本人から納付方法変更の申出がない場合は、この方法により保険料を納めることになります。

(2) 普通徴収

7月から2月までの8期で、納付書または口座振替により保険料を納める方法です。

○保険料収納状況(現年度分)

	調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)
特別徴収	845,898,300	845,898,300	100.0
普通徴収	392,869,800	388,905,470	99.0
合計	1,238,768,100	1,234,803,770	99.7

③ 後期高齢者医療の状況

(令和6年度予算額 1,973,587千円)

○被保険者数

(人)

	75歳以上	65歳以上74歳	合計
元年度末	22,952	607	23,559
2年度末	22,686	597	23,283
3年度末	22,686	566	23,252
4年度末	22,994	517	23,511
5年度末	23,298	463	23,761

○療養費＜費用額＞

(件、千円)

年度	医科入院		医科外来		歯科		診療費計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
30	16,609	8,968,794	401,886	5,093,134	42,438	558,133	460,933	14,620,063
元	16,416	9,132,815	401,243	5,108,262	45,135	550,789	462,794	14,791,866
2	14,952	8,697,829	383,603	4,818,420	39,599	525,092	438,154	14,041,341
3	14,609	8,609,851	378,892	4,752,776	41,486	539,106	434,987	13,901,733
4	14,606	8,753,939	380,669	4,838,992	43,148	563,563	438,423	14,156,494

(件、千円)

年度	調剤		食事・生活		訪問看護		療養費等		療養費給付計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
30	292,916	3,653,621	15,383	496,708	808	64,678	6,478	77,861	761,135	18,912,931
元	294,221	3,666,075	15,215	487,252	830	71,420	6,325	73,082	764,170	19,089,695
2	287,164	3,506,995	13,856	444,695	1,006	89,284	5,860	73,103	732,184	18,155,418
3	284,654	3,387,511	13,474	430,662	1,096	103,023	5,467	68,370	726,204	17,891,299
4	287,240	3,416,963	13,554	420,826	1,134	108,671	5,186	65,795	731,983	18,168,749

○給付費

(件、千円)

	高額療養費		高額介護合算		葬祭費		保険支給計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
30年度	31,202	587,930	1,464	14,918	1,460	73,000	34,126	675,848
元年度	30,771	599,860	1,481	17,455	1,495	74,750	33,747	692,065
2年度	28,972	581,872	1,525	18,660	1,387	69,305	31,884	669,837
3年度	28,383	583,812	1,431	15,769	1,612	80,600	31,426	680,181
4年度	33,421	640,221	1,500	17,325	1,661	83,050	36,582	740,596

※前年度の療養費および給付費は7月に確定します。

(3) 福祉医療

① 重度心身障害(児)者医療

(令和6年度予算額 219,682千円)

重度心身障害(児)者の健康を確保するとともに、福祉の増進を図るため、医療費の自己負担額を助成します。

対象者は、身体障害者手帳1または2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、国民年金法による障害等級1級の障害基礎年金等受給権者、精神障害者で恩給法の特別項症及び第1項症の受給権者、その他公的年金各法による障害年金等級1級受給権者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級程度の者及び別表第1程度の20歳以上の者で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者となります。

ただし、上記に該当の上、住民税所得割額が23万5千円未満であることが要件となります。

また、受給者本人又は扶養義務者の前年の所得に所得税が課税された者については、一部負担金の支払いが生じることとなります。(同一医療機関受診の場合の限度額は、外来14,000円/月、入院57,600円/月となります。)

※入院時食事療養費については、一部負担有り、無しに関わらず全額自己負担となります。

○支給対象人員

(令和6年3月31日現在)

	対 象 人 員 (人)				計
	65歳未満		65歳以上		
	一部負担金有	一部負担金無	一部負担金有	一部負担金無	
国 保	49	426	28	144	647
社 保	205	122	50	36	413
後 期	-	-	257	1,050	1,307
計	254	548	335	1,230	2,367

○医療費の給付状況

	受診件数 (件)	総医療費 (円)	一部負担金 (円)	給付額 (円)
現物給付	62,109	3,183,479,570	22,187,053	202,427,232
現金給付	1,476	133,521,666	842,182	8,117,091
計	63,585	3,317,001,236	23,029,235	210,544,323

○受診率及び1件当たり給付金額

	月平均 対象者(人)	受診件数 (件)	受診率 (%)	給付額 (円)		1件当たり給付額 (円)	
				前年度比(%)	前年度比(%)		
元年度	2,330	62,792	2,694.9	233,665,840	100.4	3,721	102.4
2年度	2,363	61,372	2,597.2	220,801,525	94.5	3,598	96.7
3年度	2,359	60,840	2,579.0	218,447,868	98.9	3,591	99.8
4年度	2,391	60,913	2,547.6	208,626,196	95.5	3,425	95.3
5年度	2,400	63,585	2,649.4	210,544,323	100.9	3,311	96.7

② 子育て支援医療

(令和6年度予算額 547,469千円)

乳幼児・児童の健康な発育を支援するため、医療費の自己負担額を助成します。

対象者は、令和5年6月30日までは就学前の乳幼児及び小中学生、令和5年7月1日からは就学前の乳幼児、小中学生及び16歳から18歳到達後の最初の3月31日までの方となり、医療保険各法の被保険者の被扶養者となります。

		基 準 内 容		自 己 負 担 額
令和5年6月30日まで	令和5年7月1日から	0歳から中学生まで	所得制限なし ※県制度適用のため所得税の課税の有無を確認します。	一部負担金無し
			扶養者所得税非課税	
扶養者所得税課税				
		第3子以降		
		16歳から18歳到達後の最初の3月31日まで	所得制限なし	一部負担金無し

※入院時食事療養費については、全額自己負担となります。

※16歳～18歳（高校1年生～3年生の年代）の方が、令和5年4～6月に医療機関を受診する際は、3割負担になります。

○支給対象人員 (令和6年3月31日現在)

	対象人員 (人)
国 保	1,216
社 保	14,147
計	15,363

○医療費の給付状況

	受診件数 (件)	総医療費 (円)	給付額 (円)
現物給付	226,132	2,202,594,920	466,636,151
現金給付	2,385	63,843,149	9,882,278
計	228,517	2,266,438,069	476,518,429

○受診率及び1件当たり給付金額

	月平均 対象者(人)	受診件数 (件)	受診率 (%)	給付額 (円)		1件当たり給付額 (円)	
					前年度比(%)		前年度比(%)
元年度	13,794	196,185	1,422.2	402,263,245	99.4	2,050	104.0
2年度	13,498	165,157	1,223.6	330,180,225	82.1	1,999	97.5
3年度	13,160	172,766	1,312.8	367,420,181	111.3	2,127	106.4
4年度	12,729	177,929	1,397.8	358,881,721	97.7	2,017	94.8
5年度	14,648	228,517	1,560.1	476,518,429	132.8	2,085	103.3

③ ひとり親家庭等医療

(令和6年度予算額 50,414千円)

ひとり親家庭等の健康を確保するとともに、生活の安定と自立の促進を図るため、医療費の自己負担を助成します。

対象者は、就労等により一定の収入を得て、それにより生計を維持しながら18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭等の母(父)とその児童または両親のいない児童で、医療保険各法の被保険者並びに被扶養者とします。

ただし、母(父)等養育している者の前年の所得に所得税が課税されている場合は対象外です。

一部負担金は無しとなりますが、入院時食事療養費については、全額自己負担となります。

○支給対象人員 (令和6年3月31日現在)

	対象人員 (人)
国 保	275
社 保	949
計	1,224

○医療費の給付状況

	受診件数 (件)	総医療費 (円)	給付額 (円)
現物給付	18,123	223,933,190	46,071,590
現金給付	606	4,001,958	1,146,830
計	18,729	227,935,148	47,218,420

○受診率及び1件当たり給付金額

	月平均 対象者 (人)	受診件数 (件)	受診率 (%)	給付額 (円)		1件当たり給付額 (円)	
					前年度比(%)		前年度比(%)
元年度	1,564	20,727	1,325.3	52,769,415	98.0	2,546	100.8
2年度	1,490	19,376	1,300.4	50,448,159	95.6	2,604	102.3
3年度	1,417	18,942	1,336.7	47,287,328	93.7	2,496	95.8
4年度	1,359	18,507	1,361.8	46,940,069	99.3	2,536	101.6
5年度	1,253	18,729	1,494.7	47,218,420	100.6	2,521	99.4

(4) 未熟児養育医療

(令和6年度予算額 8,845千円)

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身に障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な医療が必要です。そのため、母子保健法に基づき、指定医療機関において養育のために入院を必要とする未熟児に対し、医療の給付を行います。

	給付決定件数	診療実日数	医療給付 (円)
元年度	12件	703日	3,482,603
2年度	18件	1,174日	4,831,776
3年度	11件	598日	2,537,114
4年度	22件	1,774日	6,905,304
5年度	19件	1,618日	6,680,855